

平成 29 年 1 月 12 日

元当社バス乗務員の覚せい剤取締法違反（使用）事件の対応について（報告）

昨年 11 月 10 日、新川営業所所属の元バス乗務員が覚せい剤取締法違反（使用）の容疑で逮捕され、12 月 26 日に札幌地裁より「懲役 2 年、保護観察付き執行猶予 4 年」の判決を受けました。（1 月 10 日付で刑が確定しております。）

今回の件につきまして、当社をご利用のお客様並びに関係各位に、多大なるご心配とご迷惑をお掛けし、心より深くお詫び申し上げます。

当社では、当該元乗務員に対して 11 月 28 日付で懲戒解雇処分を科しておりますが、この度の事態を厳粛に受け止め、バス事業者としての信頼を回復すべく薬物使用等の防止措置として、同月当社グループバス各社全社員を対象に「覚せい剤等薬物の検査」を実施し、受検した全社員が異常ないと確認しておりますことをご報告致します。

ここに改めて、今回の不祥事に対するお詫びを申し上げるとともに、今後とも再発防止に取り組んで参りますので、何卒、ご理解の程、宜しくお願い致します。

北海道中央バス株式会社
取締役社長 牧野 和夫